

病院実務実習に対する基本的な考え方（施設要件等）

1. 受入病院について

(A) 一施設のみで行う場合

- a) 病床数は問わないが、「臨床における実務実習に関するガイドライン（以下「実習ガイドライン」という。）」に提示された「標準的な実習内容（例示）」を参考に、実習内容を大学と連携・協議する体制を備えていること。
- b) 病棟における実習の重要性に鑑み、薬剤管理指導業務を実施し、院外処方せんの発行を推進していること。病棟薬剤業務実施加算を届けていることが望ましい。
- c) 薬学教育協議会が認定する認定実務実習指導薬剤師（以下「認定指導薬剤師」という。）が1名以上配置されていること。
- d) 複数の薬剤師が勤務する場合、実習ガイドラインが求めるように、責任薬剤師の管理下で、認定指導薬剤師を中心として、勤務する薬剤師が全体として実習をサポートする体制を確保していること。認定指導薬剤師の指導を補完するに相応しい薬剤師（日本病院薬剤師会認定指導薬剤師など）が複数配置されていることが望ましい。
- e) 日本病院薬剤師会賠償責任保険（施設契約）又はこれと同等の賠償責任保険に加入していること。

(B) グループ施設で行う場合

- a) 単独の施設で全ての実習を網羅することは困難であることが想定できる場合には、各地区調整機構及び都道府県病院薬剤師会は大学と協力して、積極的にグループ施設を設定する。責任施設（基幹となる病院）を中心に地域でグループを組み、グループ全体で、「実習ガイドライン」に提示された「標準的な実習内容（例示）」を参考に、実習内容を大学と連携・協議する体制を備えていること。
- b) 責任施設は、薬剤管理指導業務を実施し、院外処方せんの発行を推進していること。責任施設は、病棟薬剤業務実施加算を届けていることが望ましい。
- c) 「認定指導薬剤師」が責任施設に1名以上配置されていること。
- d) 実習ガイドラインが求めるように、責任施設の認定指導薬剤師を中心として、グループを組む施設で勤務する薬剤師が全体として実習をサポートする体制を確保していること。認定指導薬剤師の指導を補完するに相応しい薬剤師（日本病院薬剤師会認定指導薬剤師など）が複数配置されていることが望ましい。
- e) 各施設において、日本病院薬剤師会賠償責任保険（施設契約）又はこれと同等の賠償責任保険に加入していること。

2. 受入学生について

- ① 学生が所属する大学薬学部が、6年制薬学教育に対する第三者評価（薬学教育評価機構による評価）を受審し、教育の質が担保されていること。なお、受審前の新設

大学薬学部については、薬学教育評価機構の評価基準に基づく自己点検・評価により確認されていること。

- ② 学生が薬学共用試験に合格していること。
- ③ 学生が健康診断等を受診して円滑な実習が行えることが確認されていること。
 - ・ 健康診断を受診していること
 - ・ 必要な*抗体検査を実施していること
 - ・ 必要な*予防接種を受けていること
- ④ 学生が傷害保険と損害賠償保険に加入していること。
 - * 「必要な」検査、予防接種については、別に規定する。

3. 受入学生数について

受入学生数は、改訂モデル・コア・カリキュラムに対応した実習が適正に行われることが保証される数とし、受入施設における構造設備の状況や実習指導体制などを考慮し、当該地区調整機構の判断のもと適切に設定されていること。受入学生数は、受入施設の病棟数を目標とすること（グループ実習にあつては、責任施設の病棟数）。

4. 学生の評価について

学生の評価は、受入施設と大学との連携の下に、責任薬剤師あるいは認定指導薬剤師が、基本的に実習ガイドラインを基に行う。なお、受入施設における評価は薬学教育課程における実務実習の評価に適切に反映されること。

実習中は、学生の自己評価ならびに指導者による定期的・継続的な形成的評価が学生の成長を促すことに留意すること。

5. 本考え方の見直しについて

本考え方については、必要に応じて見直すこととする。

以上